

平成29年度

第11回 農業委員会総会議事録

市川市農業委員会

## 第11回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年3月7日(水) 午後2時00分から午後3時00分

2. 開催場所 市川教育会館 第1会議室

3. 農業委員 出席委員 10人

会長 10番 三橋 弘

委員 1番 小川治夫

2番 宮内純一

3番 岡本好夫

4番 石田まさ子

5番 石橋弘嗣

6番 伊藤公亮

7番 宇田川忠好

8番 石井文夫

9番 石井利和

欠席委員 0人

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 付託調査班(委員)の指名

第4 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について 1 件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について  
1 件

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について 1 件

議案第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について  
(20年確定分) 3 件

議案第5号 平成29年度第4次農用地利用集積計画の決定について 1 件

議案第6号 国有財産管理人の推薦について 1 件

報告第1号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について 事務局長専決分	29 件
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1 件
報告第3号	地目変更登記に係る回答について	4 件
報告第4号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の 証明願について	4 件

#### 5. 農業委員会事務局職員

局 長	花澤 進一
次 長	谷地 正道
主 幹	鈴木 忠弘
副主幹	山崎 武敏

## 6. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>定刻になりましたので、これより、平成29年度第11回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、委員10名中、10名出席しております。出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員の指名でございますが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>それでは、1番の小川委員、2番の宮内委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木主幹、山崎副主幹を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の調査班を指名いたします。農地班は、第1班で、1番の小川委員と2番の宮内委員です。農政班は、第3班で、5番の石橋委員と6番の伊藤委員です。</p> <p>それでは、本日の議事でございますが、議案第1号から議案第6号までと、報告第1号から報告第4号まででございます。慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、1件でございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、今回の申請は、1件でございます。</p>

	<p>議案の1ページ、2ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、平成30年2月23日でございます。</p> <p>申請地は、下貝塚の地目が畑で、面積は495平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。</p> <p>転用目的は、資材置場にするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いいたします。</p>
<p>議席 7番</p>	<p>現地調査は、平成30年3月1日に農地調査班第4班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、下貝塚中学校の北東側、概ね100メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用に伴う周辺農地への影響ですが、隣接地との境界には、新設のコンクリートブロックを三段積みにして、土砂等の流出を防除するとのことでございます。</p> <p>また、敷地内は埋立ては行わず整地のみとし、雨水については、自然浸透とするものでございます。</p> <p>申請地部分につきましては、主に材木、サッシュ、コンクリートブロック等の建築資材及び山砂や碎石置場、住宅の取り壊し廃材を置く予定でございます。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思っております。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>第4班から調査報告をしていただきました。</p>

<p>事務局</p>	<p>次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>申請人は、大野町で建築業を営む個人事業主で、現在、自宅と地続きの実家の庭や、自分が南大野に所有している共同住宅の庭を資材置場として利用してきましたが、手狭になったことから、増設したいと考え、今回の申請に至ったとのことでございます。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を申請人の自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺農地等への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有次第着工し、完了は、着工後60日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>各委員</p>	<p>なし</p>
<p>議長</p>	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請」について、お諮りいたします。</p> <p>許可することに決定して、ご異議ございませんか。</p>

各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということですので、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p>
事 務 局	<p>続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
議 長	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」、議案の3ページ、4ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、平成30年2月21日でございます。</p> <p>申請地は、堀之内の地目が畑で、面積は1,556平方メートルのうち1,000平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。</p> <p>本件は、平成28年6月9日付けで東京外かく環状道路の建設に伴う舗装工事を行うため、仮設事務所及び駐車場用地として、農地法第5条の規定による一時転用を伴う平成30年4月30日までの賃借権の設定の許可を受けたものでございますが、当初の工事期間が延長となったため、計画変更承認申請がなされたものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第4班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席 7番	<p>現地調査は、平成30年3月1日に農地調査班第4班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、市川考古博物館の南東側、概ね500mに位置し、登記簿上の地目は畑となっております。</p> <p>平成28年6月9日付け、東京外かく環状道路松戸地区の舗装工事のた</p>

<p>議 長</p>	<p>め、申請地を仮設事務所及び駐車場用地として一時転用の許可を受けたものでございます。</p> <p>当初の計画では、工事期間は平成30年4月30日までの予定でしたが、高速道路本体の工事及び付帯する一連の工事の遅延により舗装工事の工期が延長されることとなり、一時転用期間を平成30年5月31日に変更するものです。</p> <p>申請地は、転用目的どおりに利用されており、調査班としては、必要性も認められ承認相当と思います。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p> <p>第4班から調査報告をしていただきました。</p> <p>次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>申請地は、調査班のご報告どおり、当初の目的どおり適正に利用されており、とくに問題はございません。</p> <p>なお、工事完了後は、速やかに農地に復元して、さつまいも等の作付けを行う旨の農地復元誓約書が、事業者及び土地所有者から提出されております。</p> <p>以上のことから、許可後の計画変更については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>なし</p>
<p>議 長</p>	<p>「なし」という声がありました。それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請につい</p>

各 委 員	<p>て)、承認相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし</p>
議 長	<p>「異議なし」ということですので、承認相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」議案の5、6ページをお願いいたします。</p> <p>相続人から租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、平成30年2月21日に「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」が提出されました。</p> <p>対象となる特例農地は、下貝塚の6筆で、合計面積は3,571平方メートル、地目「畑」で、現況は「樹園地」となっております。</p> <p>なお、特例農地の相続開始は、平成29年9月6日でございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席 3番	<p>議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、平成30年2月28日に農政調査班第2班及び区域4を担当する推進委員で行いました。</p> <p>今回、申請のあった農地は、被相続人と願出人の2名で農業に従事していました。願出人は、梨の栽培を行っている農家の方で、今後も農地として利</p>

	<p>用していきたいと考えており、対象農地は適切に肥培管理されていました。</p> <p>また、現地調査での聴き取り等の結果、願出人が農地を相続し、引き続き農業を続けていく意思があることを確認いたしました。</p> <p>班としましては、願出人を「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することが相当と思います。</p> <p>以上、よろしくご審議の程、お願いいたします。</p>
議 長	<p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、証明することに決定して、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということですので、証明することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第4号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」20年確定分が3件ございます。</p> <p>なお、1件目の案件につきましては、小川委員が利害関係人となっておりますので、「農業委員会等に関する法律第31条」議事参与の制限に該当しますので、小川委員には恐れ入りますが、ご退席をお願いします。</p>
議席 1番	小川委員退席
各 委 員	それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

<p>事務局</p>	<p>議案第4号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」、今回の確定する特例農地の所有者の方は3名です。</p> <p>平成30年2月9日付けで市川税務署長より、租税特別措置法第70条の6第1項に基づき相続税納税猶予に係る特例農地等の適用を受けた者が、同条第5項の規定に基づき20年間の自作営農により納税が免除されるため、その利用状況について、確認書の提出を求められたものです。</p> <p>対象の特例農地でございますが、議案の7、8ページをお願いいたします。</p> <p>1件目は、地目「畑」3筆、地目「山林」4筆、合計面積は29,577平方メートルのうち、29,279平方メートルです。</p> <p>次に、9、10ページをお願いいたします。</p> <p>2件目は、地目「畑」1筆、面積は947平方メートルです。</p> <p>続きまして、11～14ページをお願いいたします。</p> <p>3件目は、地目「畑」4筆、合計面積は15,426平方メートルのうち15,425平方メートルです。</p> <p>次に、本件に係る市川税務署の確認事項についてご説明いたします。</p> <p>市川税務署から求められている確認事項は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自ら所有し、自ら農地として使用している。</li> <li>2. 自ら農地として使用していない。</li> <li>3. 譲渡により、所有していない。</li> </ol> <p>この3つから選択することになっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第2班が実施しております。</p> <p>始めに、1件目の案件について審議いたしますので、調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席 3番</p>	<p>議案第4号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」1件目の調査報告をいたします。</p>

	<p>現地調査は、平成30年2月28日に農政調査班第4班及び区域1を担当する推進委員で行いました。</p> <p>今回確定する特例農地の所有者は、大町の農家の方です。</p> <p>平成11年4月に適用となりました7筆について、梨栽培として利用し適切に肥培管理されていました。</p> <p>このことから、この農家の方については、「自ら農地として使用」と回答してよろしいかと思えます。</p> <p>以上、よろしくご審議の程、お願いします。</p>
議 長	<p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし
議 長	<p>「なし」という声がありました。それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認」1件目について、「自ら農地として使用」と市川税務署長に回答することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
事 務 局	<p>「異議なし」ということですので、「自ら農地として使用」と回答することに決定いたします。</p> <p>それでは、事務局にお願いしますが、議案の審議が終了しましたので、小川委員を呼んでください。</p>
議席 1番	小川委員着席
議 長	<p>引き続き審議をいたします。</p> <p>議案第3号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認」2、</p>

<p>議席 3番</p>	<p>3件目について、調査結果のご報告をお願いします。</p> <p>議案第4号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」2、3件目の調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、同じく2月28日に農政調査班第2班及び区域1・区域5を担当する推進委員で行いました。</p> <p>2件目の特例農地の所有者は、北国分の農家の方で、平成10年12月に適用となりました1筆について、ハウスでカブを栽培して適切に肥培管理されていました。</p> <p>3件目の特例農地の所有者は、大町の農家の方で、平成11年2月に適用となりました4筆について、梨栽培として利用し適切に肥培管理されていました。</p> <p>このことから、2名の農家の方については、「自ら農地として使用」と回答してよろしいかと思えます。</p> <p>以上、よろしくご審議の程、お願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>各委員</p>	<p>なし</p>
<p>議長</p>	<p>「なし」という声がありました。それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認」2件目について、「自ら農地として使用」と市川税務署長に回答することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>異議なし</p>
<p>議長</p>	<p>「異議なし」ということですので、「自ら農地として使用」と回答することに決定いたします。</p>

各 委 員	<p>続いて3件目について、「自ら農地として使用」と市川税務署長に回答することに、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし</p>
議 長	<p>「異議なし」ということですので、「自ら農地として使用」と回答することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第5号「平成29年度第4次農用地利用集積計画の決定について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第5号「平成29年度第4次農用地利用集積計画の決定について」、議案の15、16ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、平成30年2月23日付けで市川市長職務代理者より平成29年度第4次農用地利用集積計画(案)が提出されましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものでございます。</p> <p>計画(案)では、須和田在住の農家の方と、宮久保在住の方が所有する柏井町の畑4筆、面積2,321㎡において、賃貸借を再設定するもので、賃借額は年40,000円で、設定期間は1年です。</p> <p>本件は、今年度、新規就農として堀之内、国分、柏井町で6筆、合計面積3,370㎡利用権を設定いたしましたが、計画どおりに進まず、変更就農計画書が提出されたものです。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第2班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>

議席 3番	<p>議案第5号「平成29年度第4次農用地利用集積計画の決定について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、2月28日に農政調査班第2班及び区域3を担当する推進委員で行いました。</p> <p>農地は、柏井小学校の北側にある柏井町の4筆、2,321㎡の畑で、今年度は雑草の茂っているなか作付けをされている状況で、借り手は、今年度の就農計画どおりの作付けが出来ず、また夏期の保全管理に手も回らずに、計画していた農地の管理ができず、現在の雑草が繁茂する状況になってしまったとのことです。</p> <p>市からの報告では、隣接する農家の方からは、雑草等による被害は受けてはいないということを知っておりますが、今年度と同様の状況を回避するため、借り手には、3カ月ごとに状況報告を市に提出するよう指導いたしました。</p> <p>借り手の方は、オクラ、そらまめ、カボチャ、葉物を栽培するということです。借り手の農業従事日数は200日となっており、農地も柏井町のみであり、今後は適正に管理されることが見込まれます。</p> <p>このような状況から、3ヶ月ごとに状況報告を受けることを条件に、平成29年度第4次農用地利用集積計画として決定してよろしいかと思いません。</p> <p>以上、よろしくご審議の程、お願いいたします。</p>
議長	<p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各委員	なし
議長	<p>「なし」という声がありました。それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第5号「平成29年度第4次農用地利用集積計画の決定」について、3ヶ月ごとに状況報告を提出するという条件を付して、原案のとおり決定</p>

各 委 員	<p>することに、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし</p>
議 長	<p>「異議なし」ということですので、3ヶ月ごとに状況報告を提出するという条件を付して、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第6号「国有財産管理人の推薦について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第6号「国有財産管理人の推薦について」、ご説明いたします。</p> <p>議案の17ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、平成30年2月5日付で、千葉県農林水産部農地・農村振興課長から国有財産管理人を設置するため、適任者1名の推薦を求められましたので、選任するものです。</p> <p>なお、委嘱事務の内容は、国有地等の管理であり、委嘱期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間となります。</p> <p>委嘱の基準でございますが、期間は原則として1期1年で3期まで、年齢は概ね70歳以下で見廻り業務の遂行等に支障のない健康な方とされております。</p> <p>なお、現国有財産管理人の小川委員は、平成29年度が3期目になりますので、後任の委員を推薦することとなります。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>只今、事務局からご説明いただきました。</p> <p>それでは、国有財産管理人の推薦の指名でございますが、前任の小川委員にお聞きしますが、推薦したい方はいらっしゃいますか。</p>

議席 1番	<p>できれば3期やってもらいたいということで、ある程度若くてある程度やってくれそうな方ということで、宇田川委員にお願いしたいんですが、いかがでしょうか。</p>
議長	<p>只今、小川委員より宇田川委員を推薦しますというご意見をいただきました。私もその意見に賛成です。</p> <p>平成30年度は宇田川委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
議長	<p>皆様からご了解をいただきました。</p> <p>宇田川委員、よろしいでしょうか。</p>
議席 7番	<p>はい、ご指名をいただきましたので、精一杯、務めさせていただきます。</p>
議長	<p>それでは、宇田川委員を国有財産管理人として、推薦することに決定いたします。</p> <p>また、前任となる小川委員には、現在、任期中ではございますが、3期にわたり務めていただき、大変にご苦勞様でした。</p> <p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p> <p>次に、報告案件が4件ございます。</p> <p>報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長専決分が2月分29件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事務局	<p>報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」ご説明いたします。</p> <p>18ページをお願いいたします。</p> <p>農地法第4条届出及び農地法第5条届出について、事務局長において専決</p>

<p>議 長</p>	<p>しましたのでご報告いたします。</p> <p>今回の報告は、平成30年2月1日から同年2月27日までに届出があったものでございます。</p> <p>農地法第4条の届出は12件、26筆、7,774.41平方メートルで ございます。</p> <p>また、第5条の届出につきましては、17件、33筆、5,101.53 平方メートルでございます。</p> <p>第4条と第5条を合せますと、29件、59筆、転用面積は、12,87 5.94平方メートルとなります。</p> <p>内訳につきましては、19ページから24ページとなっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、1 件でございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、1件ご 報告いたします。</p> <p>25ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、農地の賃貸借に係る合意解約について、農業委員会に通知がなさ れたものでございます。</p> <p>土地は高谷の田、面積は198平方メートルで、平成30年2月1日に合 意解約がなされ、同年2月5日付けで農業委員会に合意解約の通知書が提出 されたものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第3号「地目変更登記に係る回答について」、4件でございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>

<p>事務局</p>	<p>報告第3号「地目変更登記に係る回答について」、4件ご報告いたします。 26ページをお願いいたします。</p> <p>1件目は、平成30年1月30日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があったものでございます。</p> <p>土地の所在は、大野町の3筆、合計面積は2.91平方メートルで、市街化区域に位置しております。</p> <p>登記簿の地目「畑」から「公衆用道路」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。</p> <p>本件に係る申請状況としましては、平成29年9月25日に農地法第5条に基づき、「専用住宅」として転用許可を受けております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、平成30年2月6日に農地調査班第4班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、届出内容と現況が相違であることから「転用目的相違」、現況については「公衆用道路」と回答したものでございます。</p> <p>次に、2件目でございます。</p> <p>27ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、平成30年2月2日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があったものでございます。</p> <p>土地の所在は、湊新田の2筆、合計面積は3.91平方メートルで、市街化区域に位置しております。</p> <p>登記簿の地目「田」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。</p> <p>本件に係る申請状況としましては、平成29年9月14日に農地法第5条に基づき、「駐車場」として転用許可を受けております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、平成30年2月13日に農地調査班第4班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の</p>
------------	--

<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、届出内容と現況が相違であることから「転用目的相違」、現況については「専用住宅建築中」と回答したものでございます。</p> <p>次に、3件目でございます。</p> <p>28ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、平成30年2月19日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があったものでございます。</p> <p>土地の所在は、東菅野の2筆、合計面積は337.46平方メートルで、市街化区域に位置しております。</p> <p>登記簿の地目「畑」から「宅地及び公衆用道路」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。</p> <p>本件に係る申請状況としましては、平成14年から平成15年にかけて3回、農地法第5条に基づき、「住宅」として合計面積335.48平方メートルの転用許可を受けております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、平成30年3月1日に農地調査班第4班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、現況については「住宅及び公衆用道路」と回答したものでございます。</p> <p>次に、4件目でございます。</p> <p>29ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、平成30年2月20日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があったものでございます。</p> <p>土地の所在は、二俣の1筆、面積は222平方メートルで、市街化調整区域に位置しておりますが、農業振興地域ではございません。</p>
-------------------------	--

	<p>登記簿の地目「田」から「雑種地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。</p> <p>本件に係る申請状況としましては、平成14年3月15日に、農地法第4条に基づき、「貸駐車場用地」として転用許可を受けております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、平成30年3月1日に農地調査班第4班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、届出内容と現況が相違であることから「転用目的相違」、現況については「事務所用地」と回答したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、4件でございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事 務 局	<p>報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」ご報告いたします。</p> <p>議案の30ページ、31ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている方が、相続税の納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されたものです。</p> <p>今回の報告といたしましては、平成30年1月16日から30年2月15日に申請のあった4件について、現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため、証明書を発行したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>

議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、会議日程に基づく審議はすべて終了といたしましたので、第11回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力、ありがとうございました。</p>
-----	---